

# 八王子市第五次特別支援教育推進計画素案 意見募集（パブリックコメント）の結果について

## 1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月16日
- (2) 提出できる方 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 閲覧場所 教育センター、教育指導課、市政資料室、市内各事務所、各市民センター、各図書館、市ホームページ
- (4) 提出方法 窓口での直接提出、郵送、FAX、Eメール

## 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 19人（法人を含む）
- (2) 意見の件数 120件

(3) 提出方法内訳

窓口	郵送	FAX	Eメール	合計
		2	17	19（人）

#### (4) 意見の要旨と市の考え方

ご意見については、プライバシーの保護に十分留意しつつ、その要旨を公表させていただいています。また、主旨が共通したご意見については、一つにまとめさせていただいています。

※表中のページ数は、パブリックコメント募集時に公開した素案のものです。また、市の考え方の網掛けした記載は、計画に反映した内容です。

番号	ページ	意見（要旨）	市の考え方
<b>第五次計画策定の経緯</b>			
1	3	第五次計画策定の経緯の中に、国際的動向としての「2014年、日本が国連障害者権利条約を批准」「2022年8月、国連審査を受け、精神病院の強制入院の廃止、分離教育廃止の方向を目指すよう勧告を受けた」を追加して下さい。	国の主な動向についての記載に、「平成26年（2014年）1月に、国連の『障害者の権利に関する条約』」を批准し、同年2月から国内において発効」と加筆いたします。
2	3	国の主な動向の前に国際的な動向（国連、ユネスコ等）のを加えてください。地方公共団体は単なる国の下請け機関ではないはずで、国際的な動向踏まえ自ら考える必要があります。教育がどうあるべきかという根本的な議論をするためにも国際的な動向も独自に分析すべきと考えます（外部有識者の力を借りて）。	
3	4	市立第四小学校・市立柏木小学校・市立第五中学校の難聴通級指導学級の移設・統合について、単なる移設・統合では充実とは言えない。柏木小学校（最寄り南大沢駅）をいずみの森義務教育学校（最寄り八王子駅）に統合するのは、児童への大きな負担ではないか。地域からも切り離されている。大きなデメリットを伴う統合を成果と呼ぶのは間違っている。この部分の撤回削除をお願いします。	いずみの森義務教育学校難聴通級指導学級としての統合については、一定の学級規模を確保できたことで、きこえに困難があるお子さん同士、またその保護者同士が集まる交流の場として、心理面、健康面の配慮ができる教育環境を整えることができたこと、また第五中学校難聴通級指導学級を合わせて移設したことで、より充実した小・中連携の支援体制の中で、義務教育9年間を見通した切れ目のない支援を行うことが可能となったことなどを成果として考えています。

特別支援教育のしくみの充実			
4	4・13	「特別支援教育地域講座」はもっと宣伝しても良いと思います。誰を対象に行っているものですか。地域における理解啓発の推進を行った結果、どのような効果が生まれたのかを知りたいです。関連して、「特別支援教育地域講座」の定期開催の際に、何人が受講したかを知りたいです。	「特別支援教育地域講座」は、特別支援教育についてより多くの方に知っていただき、より理解を深めていただく機会として設けています。参加者アンケートでは、日々の生活、支援の場において活かしていきたいとの声や、地域のあらゆる方々に知ってもらい子どもたちを見守ってほしいなどの声をいただいています。特別支援教育について理解を深めていただくことで、少しずつでも地域での支援力を高めていきたいと考えています。今後も広く周知を図り、より多くの方に特別支援教育について理解していただく機会となるよう開催してまいります。 参加者数については、追記させていただきます。
特別支援学級の設置の推進			
5	7	特別支援学級を増やしたことがなぜ成果なのか？説明をお願いします。インクルーシブに勤めるべきとの国際的な動向に反していると思うのですがいかがでしょうか。	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）の中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」ことが示されており、本市としてもこの枠組みの中で取り組んでいます。
特別支援教育を推進する校内体制の充実			
6	8	チームとして子どもをサポートできる体制が必要である。教員を支える仕組みがあるとより充実した支援ができると思う。	今後の共生社会の実現に向けた取組の充実を図っていく上で、参考にさせていただきます。
困難さや障害特性に応じた指導を支える合理的配慮の推進			
7	9	「令和2年度（2020年度）に学校内のLAN環境を整備するとともに、1人1台の学習用端末の配備を行い、デジタルの活用を開始」とありますが、これは、特別支援か通常級かにかかわらず、全ての児	ご指摘のとおり、1人1台の学習用端末は、全ての児童・生徒に配備したものです。こうした環境を特別支援教育にも活用してまいります。

		児童に配備されたものではないでしょうか。	
8	9	LAN 環境の整備は、特別支援教育と無関係だと思います。もしそうであれば理由がわかるような説明をお願いします。	八王子市版 GIGA スクール構想の進展に伴い、今後、特別支援教育においても児童・生徒の特性に応じ、1人1台配備した学習端末の効果的な活用を図ってまいります。
<b>多様な教育ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実について</b>			
9	9	通常学級において、支援が必要な児童が多くなってきている現状を踏まえて、集団から離れても個別支援ができるような体制作り等を検討する必要性があると思います。	今後の共生社会の実現に向けた取組の充実を図っていく上で、参考にさせていただきます。
<b>特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置</b>			
10	10	特別支援学級の指導補助員の配置の成果については、特別支援学級在籍児童・生徒数に対して指導補助員が何名配置されたかを表してはいかがでしょうか。指導補助員の総人数だけでは指導力・支援力が向上したのかどうか分かりません。	令和4年(2022年)5月1日現在の特別支援学級在籍の小学生は508名、中学生は295名です。指導補助員の配置は小学校61名、中学校28名となっています。八王子市の教育統計に掲載させていただいています。指導補助員の配置は教員の対応を補助する役割として、学級全体の指導、支援の質的向上を目的としたものと考えています。
<b>基本目標Ⅰ 特別支援教育を推進する体制の整備における今後の充実に向けたポイント</b>			
11	11	「今後の充実に向けたポイント」の「特別支援教育コーディネーターの複数指名に加え、教員一人ひとりが特別支援教育を理解し、学校全体で特別支援教育の推進」の記載について、「インクルーシブ教育を推進」の文言を加えたらどうか。	ご意見を参考にさせていただき、「特別支援教育コーディネーターの複数指名に加え、教職員等一人ひとりが特別支援教育を理解し、学校全体で特別支援教育の充実を図り、インクルーシブな教育を推進」と修正いたします。
12	11	合理的配慮について、通常の学級の教員へ理解啓発する手段としては、通常学級との交流を促進することと捉えている。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。
13	11	情緒障害への支援についても計画の中に入れてほしいです。	情緒障害は、特別支援教室の対象とし位置付け、本計画においても支援の対象として含んでいます。障害という診断の有無にかかわらず、一人ひとりの特性に応じた困り感により添った支援を進めていく体制の構築に努めてまいります。

14	11・23・37	障がいがあるなしに限らず、教員であるなしに限らず、子どもに関わる全ての人、この特別支援教育推進計画に関わる必要があると思います。学校全体で特別支援教育を推進する際には、教職員以外の子どもの関わる全ての人を対象として認識できるよう、例えば、「教職員」という表記を「教職員等」や「適宜必要な教職員等が参画します」という表記にしていかがでしょうか。そして、相互に情報共有する体制を強化するには、研修会の場だけでなく、学校内においても情報共有できる体制作りが必要だと思えます。	校内委員会の構成員に関わる説明文については、都の「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容を踏まえ、「教職員」という文言を使用しています。 基本目標Ⅰの今後の充実に向けたポイントの中にある「特別支援教育コーディネーターの複数指名に加え、教員一人ひとりが特別支援教育を理解し、・・・」の箇所については、ご意見を参考にさせていただき、「教員一人ひとり」という文言を「教職員等一人ひとり」に修正いたします。
<b>基本目標Ⅱ 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実</b>			
15	11・12	特別支援学級と特別支援教室の在籍人数の増加は、特別支援教育の充実の現れとは言えないのではないのでしょうか。	特別支援学級と特別支援教室の在籍及び利用児童・生徒数については、参考値としてお示ししています。
16	11・12	P11②「特別支援学級の設置数/在籍児童生徒数」及びP12①「市立小学校特別支援教室拠点校の追加配置と再編の実施」の表の数値を見て成果と捉えるか、通常学級から児童を選別したと捉えるかは統計の読み方の違いかと思えます。もし、特別支援教育が充実してきていると捉えるのであれば、その分、通常学級もしくは学校全体の教育力を向上すべきです。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考とさせていただきます。
<b>サポートファイルの作成実施校について</b>			
17	13	サポートファイルの作成実施校が減り続けているのはなぜですか。	当初活用していた国の補助金が終了したことなどから、新規の作成実施校数は減少しています。サポートファイルの取組は、特別支援学級併設校や特別支援教室拠点校から順次段階的に実施してきていますが、今後も全校での取組に向けて体制の整備を進めてまいります。
<b>特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援</b>			
18	13	保護者サロンがコロナ禍で3回中止とありましたが、こういう時こそ、状況に応じた支援が必要なのではないのでしょうか。今後にも備え、検討していただきたいです。	ご指摘のとおり、保護者サロンについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度(2020年度)に3回ほど中止とさせていただいた経緯があります。令和3年度(2021年度)以降は、コロナ禍においても、保護者サロン事業の開催を継続してまいりました。コロナ禍だからこそ保

			護者支援が必要というご意見、今後の取組の展開の中でも参考とさせていただきます、できる限り継続して開催してまいりたいと考えています。
<b>学校と放課後等デイサービスとの連携</b>			
19	14	「学校と放課後等デイサービスとの連携状況の把握」というのは、誰が、どのような内容を何のために把握しているのでしょうか？	今後、放課後デイサービスと学校との連携をすすめるためのガイドラインを作成するために、市教育委員会として放課後デイサービスと学校との連携の実態などについて把握しています。
<b>LD（学習障害）児への指導や支援についての研究</b>			
20	14	令和4年発行予定の「理解と支援」は複数年にわたり研究しているので、市民が閲覧できる冊子が完成することを期待する。	第四次特別支援推進計画に基づいて取り組んできました研究の冊子「学習障害の理解と支援」（仮題）についてかと思われませんが、発行の際には市ホームページへの掲載を予定しています。
<b>児童・生徒の特性や社会参加を考慮した就学相談体制の推進</b>			
21	14	小学校選択時点での子どもの状況だけを見て支援級・支援学校を選択するケースが多いようですが、保護者に高校・大学・就職の選択肢やどのような支援があるかの情報提供をする必要があるのではないのでしょうか。	義務教育修了後の進路の選択肢については、就学相談員からご紹介しています。今後さらに情報収集を行い、可能な限り保護者の方々の求めに応じて情報提供できるよう努めていきたいと考えています。
<b>都立特別支援学校との連携の充実</b>			
22	15	コロナ以前は支援学校で行われる講演会や福祉事業所説明会などが、支援学級にも案内をいただいていたのですが、コロナ以降案内がなくなりました。感染対策上来校が難しければオンラインで補っていただけないでしょうか。	特別支援学校との連携は大切なことと認識しています。ご意見は参考とさせていただきます、計画に基づいて取り組んでまいります。
<b>特別支援学級設置校における交流及び共同学習の推進</b>			
23	15	「特別支援学級設置校における交流及び共同学習の実施」についての記載を「特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒が相互に尊重し合い、豊かな人間性を育み、共生社会を実現するために、在籍学級の児童・生徒の実態等に応じ、教科や学校行事等における合同での活動を可能な限り実施する」に修正して下さい	教育課程は学校が編成します。引き続き、共生社会の実現及びインクルーシブな教育の実現に向けて、各学校へ指導・助言をしてまいります。

		い。	
<b>保護者サロンについて</b>			
24	16	保護者サロンは素晴らしい取組であり、今後参加人数枠拡充とのことありがとうございます。保護者に周知されていないようですので、支援級に学校を通してお知らせして下さい。	保護者サロンについては、市の広報やホームページに掲載するとともに、市内の保育園、幼稚園、市立小中学校及び義務教育学校等へ周知していますが、今後は、各園や学校を通じた保護者への周知についても考慮してまいります。
25	31	保護者サロンは定員数が少なく参加出来ず残念です。オンラインも活用してはいかがでしょうか。	保護者サロンでは、参加者一人ひとりにご満足いただけるよう、ゆっくりお話や相談ができる時間を確保するため定員を10名としています。 今後は、従来の保護者サロンの一環で、今年度定員枠を拡充し試行的に実施したサロンセミナーについて検証し、少しでも多くの保護者が対面で交流を図ることができる場としていきたいと考えています。オンラインの活用については、ご意見として承り、今後の運用の中で参考にさせていただきます。
<b>基本理念について</b>			
26	16・18	P16の囲みの中の「障害の有無に…」云々は教育の根本目標であり、P18の基本理念にも掲げているように極めて適切である。これが前提にならないと公立学校の児童・生徒を差別化、分類化することになる。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。
27	18	基本理念の「障害について理解している周囲の人たちに支えられ」という部分に違和感を感じます。「理解している」というのは障害の特性を理解し対応できるだけの知識がある人という意味でしょうか。障害について理解していないと支えられないのでしょうか。基本理念はもっと変えられるのではないかと思います。	基本理念の中の「障害について理解している」という文言については、障害を知識として理解しているということに限らず、「歩み寄ることにより相手のことを理解する」というニュアンスを含めた表現としています。障害についての知識は、相手を支えることに役立つ面があると考えていますが、一方でご指摘のとおり、障害についての知識がなくても相手を尊重し支えることはできるとも認識しています。 ご意見を踏まえ、基本理念の趣旨をより明確にご理解いただけるよう、「障害について理解している」という文言を削除し、「周囲の人たちに支えられ、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、共に学び、互いを尊

			重し、助け合い、社会で自立できるよう、育成する」と修正させていただきます。
28	18	八王子市は特別支援学校など特別支援の環境が充実しており有難いです。また、状況により小規模校に入学することも可能です。子どもの育つ環境を選べることは、保護者にとっても心強い限りです。共生社会の実現を目指すにあたり、いかに小学生の時代に、当たり前のように健常者と障がい者が一緒に過ごすかが重要な鍵を握ると思います。中学校区での取りまとめが進んでいますが、今後も小規模校を残して活用し、補助の先生を配置いただき、未来の八王子の大人たちが当たり前のように共生し、助け合っていくことを考慮いただきたいと思います。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考とさせていただきます。
<b>基本目標Ⅰ 特別支援教育を向上させる体制の整備</b>			
29	18	「基本目標Ⅰ 特別支援教育を向上させる体制の整備」の記載を「特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の人権を保障し、特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、外部機関と連携し、開かれた学校運営を行い、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図ります」と追記修正してください。	追記についてのご意見をいただいた3点、「人権の保障」「外部機関と連携」「開かれた学校運営」は、いずれも重要なことと認識しています。ご意見として承り、今後の事業展開の中で参考とさせていただきます。
<b>基本目標Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携</b>			
30	18	「基本目標Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携」の記載について、「共生社会の実現に向けて、特別支援教育の充実を図るとともにインクルーシブ教育を推進し、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます」と修正し、より明確にインクルージョンの方向性を目標に盛り込んで下さい。「特別支援教育の充実を図るととも	ご意見については、「基本目標Ⅰ 特別支援教育を推進する体制の整備」の記載に反映させていただき、「特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進します」と修正いたします。



		にインクルーシブ教育を推進」することは国の方針にも適うものです。	
31	18	基本目標3における「共生社会」とは具体的にどのような社会をイメージしていますか。教育委員会の思い描く「共生社会」を教えてください。また、「子どもたちを地域全体で支える仕組みづくり」はどのように推進させるのですか。	本市の「共生社会」のイメージとしては、障害の有無にかかわらず、多様な個性を互いに尊重し、地域社会で共に支え合いながら、それぞれが安心して暮らせる社会を想定しています。また、「子どもたちを地域全体で支える仕組みづくり」については、市教育委員会だけでなく、地域の学校、関連所管や関係機関、また学校運営協議会とも連携を図りながら取り組んでまいります。
<b>計画体系図の構成について</b>			
32	19	「体系図の構成」のうち、「充実した取組」というハッチングされた表記があります。これは、第四次計画の期間に充実した取組のことを指していると推定します。しかしながら、該当箇所は第五次の計画について述べる箇所ですので、第五次計画で重点的に取り組む施策について、「重点取組」という凡例表記を付し、それに該当する施策にハッチングすることが適切と考えます。	計画体系図（P19）のハッチングされた「充実した取組」という表記は、第五次計画において「充実した取組」という意味で記載させていただいておりましたが、誤解される表記と判断し、いただいたご意見のとおり、「重点取組」という表記に修正いたします。
<b>施策目標1 特別支援教育を推進する校内体制の充実</b>			
33	21	数十年前から「学校経営」と言う語に遠和感を覚える。私学は経営体であるから「経営」を容認するが、公立の校長は「運営」で十分である。	管理職を含めた教職員で取り組む学校運営の基本方針となる教育目標や学校経営計画などの作成及びそれを承認・決定することを学校経営と捉えています。なお、学校運営に関する意思決定の場（プロセス）として、学校運営協議会を位置付けています。（八王子市教育委員会「学校運営協議会マニュアル」）
<b>特別支援教育を推進するための管理職のリーダーシップの向上</b>			
34	21	「管理職のリーダーシップの向上」のための取り組みに、障害者権利条約の内容を入れて下さい。研修は講義に留まらず、ワークショップ形式や、当事者・管理職・教育委員会の意見交換などを取り入れて下さい。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。

特別支援教育を推進する校内体制の充実			
35	21	特別支援教育を推進する校内体制の充実にあたっては、学校関係者だけでなく、当事者である保護者や児童も一緒に考える場であることを念頭に考えてもらえたらと思います。	特別支援教育を推進する校内体制の充実については、引き続き、各学校が都の「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づき校内委員会を運営し、保護者とも連携を図りながら適切に対応できるよう指導・助言をしてまいります。
特別支援教育コーディネーターの指導力・対応力の向上			
36	22	お子様の発達（特に学習面）に不安がある保護者からの相談で、学校に相談しても支援につながらないと聞く。使える支援の情報を保護者に提供できるようになってほしい。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。
37	22	「特別支援教育コーディネーターの複数指名による体制の充実」という施策の対案として、「特別支援教育コーディネーターの専任教員化による体制の充実」という施策を提言します。	引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の対応力の向上及び資質・能力の育成に取り組んでまいります。ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。
デジタル機器の活用について			
38	23	マルチメディアデジジー教科書を「教育委員会による一括申請」して児童生徒が使用できるようにしてほしい。 (※同様の意見他に1件)	マルチメディアデジジー教科書の使用に関しては、児童・生徒の実態及び保護者からの要望を踏まえ、各学校が日本障害者リハビリテーション協会情報センターへ申請しています。
施策目標2 多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実			
39	23	特別支援を受けていない通常級の児童・生徒にも合理的配慮が必要な子が存在していること、また、合理的配慮は特別扱いではないことについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域へ理解啓発を進めてほしい。また、支援の必要とされている児童・生徒が心安らぐ居場所作りを学校の中にいつでもできるようにしてほしい。	引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の対応力の向上及び資質・能力の育成に取り組んでまいります。また、「特別支援教育地域講座」などを通して、理解啓発を進めてまいります。
40	23	「多様な教育的ニーズ」とは、現時点でどのくらい多様なのか、また、そのニーズにどこまで応えられているのでしょうか。その応えられていない部分を具体的に、どこまで、どのように応えていくのかを示し議論検討していかないと、成果はあげられないと思います。	子どもたち一人ひとりの個性、特性は一人ひとり異なっていることから「多様」としています。これらに対応するためには教員の対応力の向上が不可欠です。引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の資質・能力の向上に取り組んでまいります。

通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上			
41	23	通常学級担任が特別支援について知っておくことは心強いが、研修等で忙しくなりすぎるのではないかと感じた。巡回指導教員等、専門の学級の専門性を高めることを優先し、通常学級担任が相談しやすい環境を作り、特別支援の知識を増やしていくのがいいのではないかと感じる。	通常の学級担任が特別支援教育に関する知識を得ることは、重要なことだと認識しています。このため、基礎的な内容を取り上げた特別支援教育研修（初級）を動画配信し、いつでも教員が視聴できるようにしています。また、学校は、巡回指導教員と通常の学級が連携して効果的に指導するために、「連携型個別指導計画」を作成しています。
42	23	地域の大学と連携して研修をするとありますが、その研修内容に、学生の意見ももらいたいです。大学に入るまで、障害のあるクラスメイトと過ごしてきた人たち、また、自身が学習障害などある方もいるかもしれません。そういった人たちが、研修内容をどう思うのか、意見を聴いてほしいです。	教員研修の内容の一層の充実を図っていく上で、参考にさせていただきます。
43	23	「通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上」という施策名は、「通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への支援体制の向上」に見直すことを提言します。また、この施策の説明として書かれている「地域の大学と連携し、特別支援教育への理解と指導力の向上を図る研修を実施し、教員一人ひとりの基礎的な知識の定着と指導力の向上を図ります」という表記は、「地域の大学と連携し、特別支援教育への理解と指導力の向上を図る研修を実施し、教員一人ひとりの基礎的な知識の向上を図ります。また、担任と補助教員や学校サポーターなどの連携を強化し、クラスにおける基礎的な学級経営と多様な教育的ニーズのある児童・生徒への対応を両立できる体制の構築を進めます」に見直すことを提言します。	ご意見は、今後の共生社会の実現に向けた取組の充実を図っていく上で、参考にさせていただきます。
障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上			
44	24	専門的知識を持ったアドバイザーとして、学校現場に理学療法士や言語聴覚士、社会福祉士等の専門家の配置を希望します。	本市では、教育指導課が所管している巡回相談チームに、心理士の他、言語聴覚士と作業療法士を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒の学校における支援について専門的な立場から教員へ助言等を行っています。ま

			た、登校支援チームには、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒への支援について福祉的な観点から教員への助言を行っています。こうした専門家からの助言が児童・生徒への支援の充実に加え、教員の支援力を高めることにつながるようこれからも取り組んでまいりたいと考えています。
<b>困難さや障害特性に応じた合理的配慮の推進</b>			
45	24	医療的ケア児に対応するための看護師等の配置、大変重要なポイントをありがとうございます。次期報告で、明確な数的成果を期待しています。	医療的ケア児への支援については、今後も個々の状態を踏まえながら、看護師等の配置による対応を進めてまいります。
46	24	手帳の有無に関わらず、必要な生徒にデジタル機器や福祉機器の使用をサポートする体制を検討して頂きたい。	デジタル機器や福祉機器などを活用した合理的配慮については、手帳の有無に関わらず、児童・生徒の個々の実態や合理的配慮の内容を踏まえ、本人・保護者と学校との話し合いの中で検討していきます。
47	24	LD(学習障害)について、たくさんの人にその存在と配慮の必要性を知って欲しい。学校公開の講演会などでLDを取り上げて欲しい。	LD(学習障害)の理解と支援については、第四次特別支援教育推進計画に基づき、研究を進めてまいりました。今後、研究をまとめた冊子を各学校に配布し、LD(学習障害)についての教職員の理解を図っていくことも予定しています。ご意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。
48	24	今は様々な種類の障害があることがわかってきましたが、先生方の理解が追いついていないのが現状なのかな？と感じます。どんなにいい政策であっても、先生方に周知徹底されていないと意味がありません。先生たちがこう言った問題を学ぶ時間が取れるように、先生たちの負担を減らすような取組みに予算をつけてほしいです。	引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の対応力の向上及び資質・能力の育成に取り組んでまいります。
49	24	合理的配慮に触れていますが、デジタル機器や福祉機器等とあっても教室などの空間についての合理的配慮には触れていません。空間の整備を急ぐべきだと思います。	教室環境の整備は、合理的配慮の観点から、非常に重要であると認識しているところです。ご意見を踏まえ、「困難さや障害に応じた合理的配慮の推進」の取組の説明箇所の一部を「児童・生徒の困難さや障害の特性に応じた指導や支援の充実を図るために、デジタル機器や福祉機器等の活用、また教室環境の工夫などを進めるとともに、小中一貫教育の取組を通して、切れ目のない適切な合理的な配慮を推進していきます」と修正しま

			す。
50	-	校外学習・宿泊時、また普通の学校内の移動を支援してくれるような支援員を希望のある児童生徒につけられるような体制を整えてほしいです。合理的配慮という言葉があるにもかかわらず親にサポートや付添を頼まなくてはならない状況をなるべくつくりたくないです	肢体不自由があるなど歩行が困難で介助が必要な場合は、教育課程に基づく校外学習・宿泊行事時や普通の学校内での移動における支援として、学校サポーターⅡの活用を図っていただく制度があります。活用にあたっては、学校と保護者と話し合ってください、必要に応じて学校を通して、市教育委員会に相談・要望していただくこととなります。お子さんの様子などを踏まえ検討させていただいていますが、保護者の方にサポートや付添をお願いする場合があります。
<b>学校サポーターの配置の充実と支援力の向上の促進</b>			
51	10	<p>学校サポーターの育成プログラムの講座で、受講人数に対して認証人数がとても少ないのはなぜでしょうか。どのような能力、資質の獲得を目的とし、どのような基準で認証されるのかを説明されてはどうでしょうか。</p> <p>認証された学校サポーターは、支援力が向上したと周囲から認められるだけでなく、認証を受けていない学校サポーターと対応業務や待遇などで異なる扱いがうけられるのでしょうか。特別支援の組織体制を適切なものとし、教育や特別支援教育に関する資格を有する人をしかるべき待遇のもとに、その体制の統括的な役割につくことをうながす施策を計画すべきです。</p>	<p>お示ししている参加者数が実人数でなく延べ人数であること、また学校サポーター認証制度がスタートし、今年で10年が経とうとしている中で、特に初級については、既に認証を受けている人たちが一定数に達していること、また既に受講済みの講座であっても再度の受講を認めていることなどが理由として挙げられます。</p> <p>学校サポーターは、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させ、教員と協働し、学校への支援力の向上を図るために導入しました。また、独自の育成プログラムと認証制度により、持続的な地域人材の育成と支援体制を構築することを目的としています。この認証制度が創設された当時に比べ教育的ニーズが多様化してきていることなどを踏まえ、今後は講座内容の充実を検討し、より一層魅力のある講座となるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>学校サポーターと認証学校サポーターの対応業務や待遇の相違についてですが、通常の活動に対する謝礼等の待遇は同じですが、認証学校サポーターについては、市教委の要請に応じて、同講座の講師や支援の事例報告等に別途有償での活動を行うことが可能です。</p> <p>各学校における特別支援教育の取組の統括的な役割については、管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターが担い対応する体制を取っています。</p>

52	25	<p>認証学校サポーターの認証人数が参加者数に対してかなり少ない。講座の意味や内容を再考すべきではないか。</p>	<p>学校サポーターの認証制度が創設された当時に比べ、教育的ニーズが多様化してきていることなどを踏まえ、今後は講座内容の更なる充実を検討し、より一層魅力のある講座となるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>
53	25	<p>「学校サポーターの配置の充実と支援力の向上の促進」の取組の「推進のポイント」欄に、学校サポーターの「報酬額の改善と交通費実費の支給」を追記することを提言します。</p>	<p>八王子市学校サポーターは、あくまでボランティアという位置付けです。地域人材の活用・育成という観点から、学校サポーターの活動に対して謝礼をお支払いしている有償ボランティアとなります。謝礼金額につきましては、継続した活動をしていただけるよう、東京都の最低賃金を参考にしています。各学校には、配当予算の計画的な執行をお願いしているところですが、ご意見も参考にさせていただきながら、今後も学校サポーターの配置の充実を図ってまいります。</p>
<b>義務教育9年間を見通した特別支援学級の充実</b>			
54	26	<p>第四次推進計画では、義務教育学校における特別支援学級の総合的な支援といった特定の学校での取り組みであったのを全市の小・中学校で小中の連携のひとつの項目として充実するのはよいことです。</p> <p>現状で特別支援学級が設置されていない中学校に接続する小学校で特別支援学級が設置されているケースがあるかどうかを示してください。そのようなケースがあるならば、計画の中での優先度をあげるといったきめ細かい対応をされてはどうでしょうか。</p>	<p>特別支援学級の設置状況、在籍人数を把握した上で、中長期的な視野に立って、適切に再編を検討してまいります。</p>
55	26	<p>義務教育9年間を見通した特別支援学級の充実の取組については、内容の説明文、推進のポイント、主な取組例のすべてにおいて、「切れ目のない指導体制の構築」とだけ書かれており、具体性に欠け取組の内容が分かりません。学校生活支援シートやマイファイルで情報を引き継ぐことは既に行われており、次期計画には新たに具体的な施策を望みます。</p>	<p>特別支援教育関係の書類は、義務教育9年間で切れ目のない指導体制を構築するために、引き継いでいます。</p> <p>引き続き、引き継いだ児童の情報を活用する方法等について、各学校へ指導・助言をしてまいります。</p>

特別支援学級・特別支援教室の再編			
56	26	特別支援学級の再編は、早く具体的な計画をお示しください。第四次計画で、第二中学校に新設したことによる効果はどのようなものだったのでしょうか。全体を通して、具体的な内容や方法、期待できる効果についても御説明いただきたいです。	第二中学校の特別支援学級は、令和2年度（2020年度）の開校よりこれまで檜原中学校を含む周辺エリアの特別支援学級を希望する生徒の受け皿となり、子どもたちの学びの場としての役割を果たしていると考えています。 特別支援学級の再編については、各地域の現在、将来にわたる需要等に基づき、登下校の安全性なども考慮して検討していきたいと考えています。
57		今後、小中連携を通常級だけではなく、特別支援教育にも連動させるためには、巡回校と拠点校の児童の進学先が同一であると、より連携がしやすくなるため、そのように再編を希望する。	特別支援学級・特別支援教室の再編については、中学校区を単位とし、地域の実情を踏まえ学校と協議した上で、取り組んでまいります。
特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実			
58	27	LD に対する研修等の記載があり、よいと感じた。誰がどのようにアセスメントをするのか、早期発見に繋がる仕組みを作ってほしい。難聴言語通級指導学級の教員も対象とするといいのではないか。	学習障害(LD)のアセスメントにおいてまず大切なことは、学習障害(LD)もしくはその可能性があるために学習に困難を感じている児童・生徒の存在に気が付くことであると認識しています。ご意見として承り、今後の取組の中で、参考にさせていただきます。
八王子市特別支援教育ネットワーク会議			
59	28	「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」に支援級を含めて下さい。支援級も医療機関、福祉・保健関連部署との連携体制が必要です。	八王子市特別支援教育ネットワーク会議は、特別支援教育を推進するにあたり、関係機関のネットワークを構築し 連携体制の強化を図ることにより、一人ひとりの社会的な自立に向けた切れ目のない包括的な支援を効果的に実施することを目的としています。特別支援学級も含めた学校と医療機関、福祉・保健関連部署との連携についてもその重要性を認識しているところです。
共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進			
60	28	様々な啓発講座の開講ありがとうございます。共生社会の実現のためには、幼少期から成人まで障害のある人とない人が共に過ごしている環境が最も効果的であるため、障害児が通常級でサポートを受けながら学べる仕組み作りを希望します。	本市では、診断の有無にかかわらず特別な支援が必要な児童・生徒の通常の学級での学校生活をサポートするために、校内委員会を中心とした校内支援体制や学校サポーターの活用などの仕組みがあります。ご意見は、今後の共生社会の実現に向けた取組の充実を図っていく上で、参考にさせ

			ていただきます。
61	28	すでに共生できているインクルーシブな幼稚園もありますが、どちらかというと、小学校に入ると、共生できなくなる印象です。コロナ禍でのマスクの問題で顕著になったと感じています。苦しい、辛い、不快なだけではマスクを外せない。外すと怒られる、殴られる、無視される、バイキン扱いされる。よりお互いが健康でしあわせでいられるよう、話し合いを続けてほしいです。そういった、答えがなかなか出ない、答えがない、そんな話し合いの場を増やしてほしいです。	引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の対応力の向上及び資質・能力の育成に取り組んでまいります。
62	28	「共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進」の取組の「推進のポイント」欄に、「全校に設置された学校運営協議会」と追記することを提言します。これに連動し、「推進のポイント」欄に記載のある「学校主催の公開講座」は、「学校もしくは学校運営協議会主催の公開講座」と表記を見直すことを提言します。	「子どもたちを地域全体で支える仕組みづくり」については、市教育委員会だけでなく、地域の学校、関連所管や関係機関、また学校運営協議会とも連携を図りながら取り組んでまいります。ご意見は、事業展開の中で参考にさせていただきます。
<b>乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の充実</b>			
63	29	切れ目のない支援と言いながら、市の管轄ではない高等学校教育で特別支援教育は連続性がありません。マイファイルは高校・大学・就職で有効に活用されているのか実態を知りたいです。	マイファイルの取組を開始して6年であり、当時の乳幼児などから徐々に活用をしていますが、まだ高校・大学・就職で十分に活用される状況には至っていません。
64	29	高等学校の通級は、知的障害は対象外であり、知的障害のある生徒が高校で学ぶ選択肢がないことについて、市は管轄外という態度を取り続けるのではなく、都と市の協議の場を作って下さい。	義務教育修了後の進路先については、切れ目のない連続性のある支援を充実させるという観点からも重要であると認識しており、東京都とも連携を図ってまいります。
65	-	高校は義務教育でないため支援が途切れ、切れ目のない支援は行われていません。大阪や神奈川で行われているような、障害があっても高校で学べる仕組みを作っていただきたいと切に望みます。市から都に意見を上げるなり、市と都で協議するなりしていただきたいと思えます。	東京都においては、高校においても通級指導学級による指導体制を整備しております。義務教育修了後の進学先へ切れ目なく支援をつないでいくことの重要性については、市教育委員会としても認識しているところです。保護者の同意のもと、学校生活支援シートの提供など進路先との連携を促進していくとともに、東京都とも連携を図ってまいります



学校と放課後等デイサービスとの連携			
66	31	「学校と放課後等デイサービスとの連携」について、第五次特別支援教育推進計画（素案）では「R5（2023）検討」とされていますが、第四次推進計画で実施・継続となっており、あらたに検討しているのは、第四次での連携に問題があったということでしょうか。	学校と放課後等デイサービスとの連携については、個々のケースに応じて取り組まれている現状はあるものの、第四次計画における主な取り組み例としてお示ししている「放課後等デイサービスと学校との連携をすすめるためのガイドライン等の検討」については、まだ実施に至っていないため、第五次計画に引き継ぎ「検討」とさせていただきます。
67	31	「放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者」の資格・資質について説明されるとよい。児童発達支援管理責任者の資格をもつ方が、学童保育所においても活動することを想定はしていないのでしょうか。	児童発達支援管理責任者の資格要件の基準は多岐にわたることから、本計画における記載は、第4章の用語解説における、その役割の説明に留めさせていただきます。また、児童発達支援管理責任者を学童保育所に配置することについては、現時点は想定しておりません。
68	31	「学校と放課後等デイサービスとの連携」の推進の主体に相談支援員を加えて下さい。	本市では、放課後等デイサービス利用者のすべてが相談支援員とかかわっているという実態ではないことから、ご意見として承り、今後の取組の中で参考とさせていただきます。
69	31	「放課後等デイサービスを利用している児童・生徒への支援について、保護者のニーズを踏まえ、学校と放課後等デイサービスとの連携に取り組む」ことについて、放課後等デイサービスの場で培った発達障害のある児童・生徒への関与の方法は、学校教育の場面でも生かすことは有益と考えられることから、強く賛同します。	ご意見も参考にさせていただきますながら、取り組んでまいります。
70	-	保育所等訪問支援や相談支援員の学校におけるモニタリングを受け入れない学校があります。正式な制度が正しく活用されるよう、計画に明記し是正を図って下さい。	引き続き、指導・支援体制の充実を図るために、必要に応じ専門家及び関係諸機関との連携を図ることの重要性を各学校へ指導・助言をしてまいります。
同行支援について			
71	31	同行支援について保護者に情報提供をお願いします。	同行支援については、基本的に就学相談にかかわった保護者を中心に、担当相談員と事務担当者が調整を図り、活用を図っているため、一般的な周知はしておりません。

施策目標2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実			
72	31	「施策目標2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実」の取組に、保育所等訪問支援は含まれないのでしょうか。	保育所等訪問支援も有効な支援の一つとして認識していますが、本計画の基本目標Ⅲにおける施策目標2「特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実」では、市教育委員会が所管する相談体制を想定しているため、保育所等訪問支援は含んでいません。
巡回相談の推進による市立小・中学校及び義務教育学校における校内支援の充実			
73	31	市教育委員会の巡回相談は、誰が巡回するのか把握できない。巡回する主体を指導主事とし、専門的立場から巡回指導することを提案する。	市教育委員会による巡回相談は、心理士の他、言語聴覚士と作業療法士が相談員として担当しています。また、都立特別支援学校の教員から専門的な助言を得ることを目的とした巡回指導も実施しています。 巡回相談ではありませんが、指導主事は随時、学校を訪問し、状況の把握と指導・助言をしています。
総合教育相談室の相談体制の充実			
74	32	総合教育相談室の相談体制の充実は 新しく入った項目に見えます。既存の相談室を充実して特別支援教育の相談機能を強化することですが、これまでの相談件数とその内訳といった実績が示されると充実の意義がよくわかります。	ご指摘のとおり、本計画において新たに繰り入れた項目です。これまでの相談件数とその内訳等の実績については、他の項目との兼ね合いで計画の中には記載していませんが、例年「発達と障害」及び「不登校」の相談が高い割合を占めている状況にあり、総合教育相談室の相談体制の充実を図ることは、特別な支援が必要な児童・生徒はもちろん、その保護者への支援という観点からも必要不可欠であると考えています。
75	32	相談してから特別支援教室を利用できるようになるまで、半年や1年以上待たなければならない。困っている子どもや親のことを考えると、随時相談ができ、特別支援教室の受け入れも短期間で可能になるシステムが必要と考える。	総合教育相談室の相談体制の充実、また就学相談の相談機能の強化を図っていく中で、少しでも早い受け入れができるよう取り組んでまいりたいと考えています。
就学相談の相談機能の強化			
76	32	現在、八王子市の就学相談について、適正就学を図るための機能を果たしていない現状がある。例えば、IQ70台を特別支援教室適当と判定するなど、およそ児童・生徒の将来の自立や社会参加を目指しているとは思えない。また、その判定理由も「保護者が希望している	IQは重要な判断材料ですが、70台という数字だけでは一概に知的障害とは判断できない場合もあり、その児童・生徒の潜在的な能力、特性の程度や内容、学校生活の状況、指導による変化の可能性等に加え、保護者の考えや思いなどを総合して判定します。就学相談の相談機能を強化するこ

		から」ということになっては、就学相談が機能しているといえるだろうか。まずは、都教育委員会と一定基準を確認し、特別支援教室で自立活動を実施することで、通常学級での困難を克服し、自立して社会参加できる児童を対象となるようにしてほしい。	とで、その児童・生徒へのアセスメントの精度を高め、適正就学につなげていきたいと考えています。
77	32	就学相談の機能強化だけでなく、学校（先生・管理職を含む）での理解や相談対応などの機能強化をお願いしたいです。	ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。
<b>共生社会の実現を目指した交流及び共同学習の推進</b>			
78	33	児童生徒の交流促進のためには、通常級の教員と支援級・支援学校の教員の交流が前提として不可欠です。交流促進の数値目標はあるのでしょうか。	教育課程は学校が編成します。学校は「交流及び共同学習」の年間指導計画を作成し、実施しています。年間指導計画における数値目標は、特に設けておりません。
79	-	通常学級から学習困難児を分離し「支援」するだけでなく、交流の場を増やすことが肝要と考える。	各学校が編成する教育課程に、「交流及び共同学習」を位置付けています。
80	33	道徳の教科書で扱われる障害者像は、努力によって障害を乗り越える立派な障害者ばかりと聞き、道徳で扱われる障害理解の学習内容に不安を感じています。	教科書については、市教育委員会が要綱に基づいて適正に採択しています。
<b>インクルーシブ教育に関連することについて</b>			
81	36	用語解説の「インクルーシブ教育システム」について、障害者の権利に関する条約第24条を典拠とし、「障害のある者が教育制度一般から排除されないこと」と書かれていますが、条約では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」となっており順序が前後することで違う意味となっています。 また、障害者の権利に関する条約第24条では「障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」と謳っていますが、用語解説で初等・中等教育にしか触れていないことは誤解を生じさせるのではないのでしょうか。その後の記述に至っては「インクルーシブ教育システム」の説明ではなく、中央教育審	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進（報告）」（平成24年（2012年）7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）の中で、「共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」と示されています。本市としては、この枠組みの中で第五次計画の策定にあたり、用語解説についても、上記の報告より抜粋しています。

		議会初等中等教育分科会の見解です。用語解説は特定の思想を交えず、正しく客観的記述にしてください。	
82		<p>現状でインクルーシブ教育となっていない点について、具体例を示してはどうでしょうか。特別支援学級の教室と普通級の教室の配置などインクルーシブ教育に則さない部分があるか調査し、不適切な部分は是正すべきです。また、放課後等デイサービスなどでの特別支援の対応が、手厚い配慮として評価できる一方、インクルーシブ教育の理念から外れかねないことも認識した上で進めるとよい。</p> <p>特別支援教育にかかわる複数の理念をすべての場面で実現することはできないのであれば、いずれを優先するか推進計画のなかで説明しておくべきでしょう。</p>	<p>インクルーシブな教育の推進において、障害や発達特性についての保護者、子ども、教員の理解の深化、特別支援学級設置校における交流及び共同学習の一層の充実を図ることなどが重要です。</p> <p>引き続き、インクルーシブな教育のより一層の充実を図ってまいります。</p>
83		市が目指している「インクルーシブ教育」がどの程度のものなのかを教えてください。	<p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進（報告）」（平成24年（2012年）7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）の中で、「共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」と示されており、本市としては、この枠組みの中で第五次計画の策定にあたっています。ご意見として承り、参考にさせていただきます。</p>
84		計画全体で多用されている「特別支援教育の推進」という表現は、国連勧告の観点から望ましくないと考えます。国連とも文科省の方針とも反しない形で、「個別最適な指導・支援の推進」という表現にするのはいかがでしょうか。	
85		「特別支援教育推進計画」というタイトルが時代に合わないと感じます。	
86		「特別支援」と言う名のもとに、児童がどんどん分断化されていないかと考えてみることも肝要である。従来、通常学級で学び、普通児も彼らから学んでいたはずである。児童の分断化は、教員の分断化に呼応しているようにも思える。	
<p><b>特別支援教室の指導期間について</b></p>			
87		特別支援教室での指導期間の上限を2年としていないのであれば、それを第五次特別支援教育推進計画のなかで明記してください。	都の「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づき、特別支援教室での指導期間の上限が2年であると市教育委員会も認識しています。延長期間経過後、指導目標が達成できず、在籍学級のみでの支援への移行が困難な場合は、都のガイドラインに沿って適切な支援のあり方についての審議を行

			います。
88	4	以前に比べて、一人の対象児童の特別支援教室の利用時間や利用期間がだいぶ短くなったと思います。設置が増えることにより、一人一人に対しては以前の方が充実していたように感じます。	特別支援教室の指導期間については、都の「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいて対応してまいります。
89		先を見通した教育を行うため、また保護者・教員ともに負担を軽減するために、特別支援教室の在籍年数の複数年化の復活が必要と考えます。	
研修に関すること			
90		目の前にいる子供たちは、研修で学んだとおりに対応しても、コミュニケーションがうまく取れなかったり、日によって伝わり方が違ってしまったり、一筋縄ではいきません。やるのであれば一般論ではなく、現場の課題解決につながる実践的な研修が必要に思います。目標に向けて、成果を上げられる、具体的な計画を期待します。	引き続き、特別支援教育に関する教員研修の充実を図り、教員の対応力の向上及び資質・能力の育成に取り組んでまいります。
91		日頃から子どもに関わる全ての人に参加できる研修や講座を、校内で積極的に企画・実施したらいいと思う。	
92		インクルーシブ教育には、教員だけの研修や学校サポーターだけの研修ではなく、積極的に小中学校の管理職や教員、保育園・幼稚園の教員、学校サポーターや特別支援ボランティア、保護者などが、職域に分かれることなく、一堂に会し学び続けることができる研修を実施することが必要と感じるところです。 教員が悩み孤立しないよう、学校サポーターや地域ボランティアも、必要に応じて校内委員会に参加するなど、教職員だけで対応する体制にならないよう、日ごろから研修等を通して活動を行うなど配慮する必要があると思います。	
			今後の共生社会の実現に向けた取組の充実を図っていく上で、参考にさせていただきます。

その他		
93	GIGA スクール構想の前倒しにより、1人1台の学習用端末が配備されたことに伴うその効果的な活用や指導の方法の研究、共有化し、内申書に反映するシステム導入。中学校支援級の内申点や受験指導について、各校による格差を解消する取組を期待します。中学校支援級は高校受験をする生徒が多々いるにも関わらず、受験を前提としない学習内容となっている学校があり、進路の選択肢を狭めている現状があると思われます。	1人1台の学習用端末の活用については、八王子市GIGAスクール情報ポータルサイト（教職員向け）を通じて引き続き実践事例の情報提供を行ってまいります。 中学校の進路指導において、生徒の障害の状態や特性を踏まえた上で、適切な進路先を選択できるよう生徒及び保護者へ情報提供しています。 都立高校受験のシステムについては、東京都の管轄となります。
94	特別支援教育の現場において障害者権利条約が理解されておらず、人権侵害が散見される現状をまず改善すべきです。	引き続き、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、人権教育における課題について、市教育委員会が学校と密に連携を図った上で、課題の解決に向けて取り組んでまいります。
95	指導・支援体制の充実を図るには、教員の指導力だけでは解決できない複雑な要因が絡んだ深刻な問題があるため、今以上に外部機関との連携の仕組みが望まれます。	ご指摘のとおり、指導・支援体制の充実を図る上で、必要に応じた関係機関との連携は重要であると考えています。外部機関との連携については、八王子市特別支援教育ネットワーク会議を核として強化を図ってまいります。
96	特別支援教育は体験的な学習にウェイトを置いているため、地域の理解と協力が不可欠です。	ご意見として承り、今後の事業の展開の参考にさせていただきます。
97	児童生徒と接する時間が長い教員のメンタルヘルスのための施策があればよいと思います。	東京都教育委員会の事業であるメンタルヘルスの相談や復職プログラムを学校へ周知しています。また、メンタルヘルスが必要な教員対象に産業医や学校医による医師との面談や教職員課に所属している保健師による面談、ストレスチェックを実施しています。
98	本計画で、校内暴力に対する具体的な取組を考えていただきたいと思います。	児童・生徒の暴力行為の背景は、発達特性として衝動性のコントロールが困難であるなど様々ではありますが、各学校の校内委員会において情報を共有し、指導・支援方針を検討の上、組織的な対応を図ってまいります。
99	小中一貫の切れ目のない支援という時に、単に義務教育学校化が進んでいることをもって、特別支援教育推進の成果であるかのような記述が気になりました。誤解が生じないよう、特別支援教育推進の見地からどのような具体的な取組をするのかを計画して下さい。	ご意見として承り、今後の事業の展開の参考にさせていただきます。

100		特別支援の対象と推認される児童・生徒の保護者が、児童・生徒に特別支援教育を受けさせないように行動するケースでの学校や教育委員会の児童への対応についても計画のなかで規定してはどうでしょうか。	特別な支援が必要な児童・生徒の特別支援学級等の利用を検討していく際には、東京都の方針も踏まえ、保護者との合意形成を大切にしながら丁寧に進めています。ご指摘のとおり、保護者の中には、特別支援教育を受け入れる準備状態がまだ整っていない場合もあります。こうしたケースでは、校内委員会を中心に指導・支援の方針を検討するとともに、保護者面談を通して、お子さんについて理解を深めていきます。また、学校サポーターの配置や市教育委員会の巡回相談の活用、必要に応じた専門機関との連携などを通して、特性に応じた校内における指導・支援の充実を図っています。
101		学校には登校できるが、教室に入れない子どもたちが過ごせる場所があり、また、勉強をみたり、悩みの相談などを聞いて子どもの気持ちを理解しアドバイスできる専門の先生がいればよいのではと思う。	学校には日常的に登校することができるものの、教室に入れず、別室で過ごしている児童・生徒もいます。学校の指導・支援体制を工夫する中でどのような対応が可能か、不登校対策の視点から検討してまいります。
102	31	学校とフリースクールの連携も考えてほしいです。学校には学校の、フリースクールにはフリースクールの良さも限界もあると思うので、意見交換もしてもらえたらと思います。障害が理解されず、登校拒否になってしまった子どもたち、障害がなくても学校に行くのがつらい子どもたちの居場所を増やし、学校と連携してほしいという思いもあります。また、フリースクールへの助成もしてほしいです。	障害についての理解不足から、不登校状態にならないようにするためにも、特別支援教育推進計画を推し進めていく必要があると考えています。フリースクール等との連携につきましては、不登校対策との関連で検討すべきものと捉えています。
103		特別支援学級の学級増により、空き教室等が新年度から新たに使用されるが増えてきています。入学する児童生徒、在校生が気持ちよく新年度を迎えるためにも教室環境をしっかりと整えてほしいです。環境に適応していくのが難しい支援学級の生徒の教室環境こそ、より気を配ってほしいです。	ご指摘のとおり、児童生徒にとっての教室環境の整備の重要性については認識しているところです。ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
104		インクルーシブとは言いますが、知的遅れがない医療的ケア児や体力的に通常学級ではついていけない病弱の子どものための病弱学級への就学の希望があった時には、なるべく希望を取り入れ学級を新設できるような体制を整えてほしいです。	身体疾患により医療的ケアが必要な児童・生徒などへの支援については、合理的配慮の一環で看護師等の配置などによる対応を図っています。ご意見として承り、今後の事業展開の参考にさせていただきます。

105	<p>中学の特別支援学級の生徒も、通常級の生徒と同じように職場体験ができる機会が保証されるように、市で基準を設けるなどしてほしいです。</p>	<p>教育課程は学校が編成しますので、各学校と共有してまいります。</p>
106	<p>近年、立川に福祉型カレッジができました。自立訓練（生活訓練）事業と就労移行支援事業を組み合わせた多機能型事業所です。健常の子も高校生活、大学生活を経験し夢や目標とする職業を見つけます。障害のある子どもたちも望めば大学生活のような猶予期間（一人で暮らすための自立支援、焦らずじっくり仕事を考える期間）があってもいいのではと思います。特別支援教育が進んでいる八王子市には、ぜひこのようなゆたかカレッジのような事業所を増やしてほしいです。</p>	<p>ご意見として承り、今後の事業展開の中で参考とさせていただきます。</p>
107	<p>言語障害通級指導学級についての記載がないことが気になる。特別支援を担う大事な場所の1つであると思う。</p>	<p>ご指摘のとおり言語障害通級指導学級は、特別支援を担う大事な支援の場であると認識しています。今後も、利用する児童・生徒にとって、より良い支援の場となるよう取り組んでまいります。</p>
108	<p>これまでの取組の成果の中の令和4年度の数値に、「集計中」もしくは「事業継続中」の記載が散見され比較判断に悩む。この場合は〇〇月時点とし、中途の数値を示した方が推測しやすい。</p>	<p>令和4年度（2022年度）の実績については、基本的に数値を明示する予定ですが、ご指摘のとおり、事業継続中の場合などは「〇〇月末現在」と付した上で数値をお示しいたします。</p>
109	<p>学運協の活動を更に推進し、特別支援にも積極的に踏み込むべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後、学校運営協議会との連携をこれまで以上に進めてまいりたいと考えています。</p>
110	<p>管理職のリーダーシップと教員指導力の向上は言うまでもない。また、それを下支えする指導主事や市教委の力量と責任は殊更である。</p>	<p>ご意見として承り、今後の事業の展開の中で参考にさせていただきます。</p>
111	<p>放課後等デイサービスに類似する学童クラブ等への参加、国の施策として学童クラブへ中・高生を取り込もうという計画がある。同施設へ特別支援の児童・生徒が参画できないのか。</p>	
112	<p>校長のリーダーシップ、教諭の教育力アップ、指導主事・市教委の教育に対する責任感が重要と考えます。</p>	
113	<p>センター内で本市107校のホームページを閲覧し、特別支援の状況について更新されるものも把握すべきである。次年度の届け出を済</p>	



	<p>ませておしまいではない。本市のみでなく他区、他道府県、時に在外教育施設のホームページも閲覧し、他の実践から学ぶ必要がある。</p>	
114	<p>通常学級から学習困難児を分離し「支援」するだけでなく、交流の場を増やすことが肝要と考える。</p>	<p>各学校が編成する教育課程に、「交流及び共同学習」を位置付けています。</p>
115	<p>どんな家庭の子どもも平等に支援が受けられること、また、障害が気づかれずに、子どもが傷ついたり居場所がなくなったりしても、「ここがあるよ」という場所が多様にあることを願っています。今回、こちらの計画を拝見して、初めて知る支援もたくさんありました。困っている親がもっと支援にたどり着きやすくなるよう考えていただけたらありがたいです。</p>	<p>子どもたちや保護者への支援に関わる情報につきましては、今後も「特別支援教育ハンドブック」や本市の広報などを通して、広く市民の皆様へお届けできるよう進めてまいります。</p>
116	<p>発達検査を無料にしてほしいです。収入格差に関係なく、すべての子どもたちが平等に支援が受けられるようにしてほしいです。</p>	<p>現在も総合教育相談室において、相談を進めていく中で心理相談員の判断により、発達検査を実施しています。今後は、総合教育相談室の体制をさらに強化してまいりたいと考えています。</p>
117	<p>どの制度も学校格差が激しすぎて、学校長の裁量、質の問題が大きく問われていると思います。各学校における取組と結果について、教育委員会、他校、市民せめて保護者と共有するとともに、「問題を自覚して、理解を深める」ために、管理職や教員、サポーターなどへのアンケートの実施をお願いします。</p>	<p>ご意見として承り、事業を展開していく中で参考とさせていただきます。</p>
118	<p>各施策に示されている主な取組例については、第五次計画で新たに設けた取組と、第四次計画の取組を維持した上で充実させる取組を識別できるよう記述することが必要と考えます。</p>	<p>計画全体をわかりやすく表現する上で、ご意見として承り、参考にさせていただきます。</p>
119	<p>全体の方向として賛成です。ただ実際に行う場合には、色々な問題が起こるであろうことが心配です。インクルーシブになった場合のサポーターが十分に確保できるか、ボランティアも十分に講習を受けた適切な人が得られるか、特に医療が必要な場合に資格を持った適切な人が確保できるかが心配です。</p>	<p>ご意見として承り、事業を展開していく中で参考とさせていただきます。</p>